

第V部 障害者基本計画



障害者基本計画の策定にあたって

|| 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国は、平成23年に、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を基本理念とし、障がいのある人について、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と規定しました。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されました。

さらに、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されるなど、障がいのある方を取り巻く、法や環境整備が推進されてきたところです。

本市においても、「君津市総合計画」において、障害者福祉の推進を掲げ、「障害のある方が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまち」を目指して、施策を推進しています。また、令和3年度から「第3次君津市障害者基本計画」を策定し、各種の施策に取り組んでいます。

この第3次君津市障害者基本計画の期間が令和5年度をもって終了することから、國の方針や君津市の福祉の目指す方向性を踏まえて、次期計画である「第4次君津市障害者基本計画」を策定し、本市における障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。



障害福祉の現状と課題

第2章

「第3次君津市障害者基本計画」の基本目標ごとに、国の方針、これまでの事業の評価や市民へのアンケート調査、地区懇談会等の結果を踏まえて、次期計画に向けた課題を整理しました。

1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援

1 障害福祉サービスの充実

○障がいのある人の福祉サービスに対する多様なニーズや実態に応じて適切な支援ができるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

2 地域生活支援事業の充実

○障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの提供、支援を行うことが必要です。

3 相談支援体制の構築

○障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくためには、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

○障がいのある人のニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

4 情報提供体制の充実

○障がいのある人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が福祉サービスや生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

|| 2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

1 地域生活への移行支援

○地域生活を希望する障がいのある人の入所施設から地域生活への移行を支援するにあたり、多様化するニーズに対応した相談体制の強化や各種サービスの提供体制を整備していく必要があります。

2 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

○障がいのある人が望む居住の場を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりが求められています。

3 地域支援体制の強化

○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。

4 発達障害者とその家族の支援

○障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、発達障がいのある人の家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげることが必要です。

5 社会参加を支える取組

○今後も、多様な交流機会の促進に努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体や地域組織等との連携を図っていく必要があります。

6 就労の促進・充実

- 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し、働き続けることのできる環境整備が必要です。
- 一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に取り組んでいくことが必要です。また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における受注拡大への取組等が必要となっています。

7 スポーツ・文化活動の充実

- 障がいのある人にとって、スポーツや文化活動などの余暇活動や障害の有無に関わらない人との相互交流の場が必要です。
- 身近な地域で継続的にスポーツに親しめる機会の一層の充実を図るとともに、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解に関する啓発を図る必要があります。

8 コミュニケーション・移動支援施策の充実

- 視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。
- 積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するためには、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

1 障害児の健やかな育成のための発達支援

○障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

○障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

2 療育支援体制の充実

○乳幼児健診や各種相談支援事業などを通じて障害を早期に発見し、早期療育を受けることができるよう子育て環境の整備が求められます。また、子どもの成長や発達に応じ、関係機関が連携した切れ目のない支援ができる、一体的な支援体制の構築が必要です。

3 障害児教育の充実等

○インクルーシブ教育の視点を持つ教員を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と、共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無に関わらず、いきいきと学び、共に育つ場の環境整備が必要です。

4 卒業後の進路対策の充実

○障がいのある子どもが自己決定した進路を実現させるためには、卒業から新生活へ移行する際に、一貫した支援を行い、福祉・教育・労働等分野間の連携を強化しながら総合的に支援していくことが必要です。

5 相談支援提供体制の強化

○地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、福祉・教育・労働部門等との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

|| 4 安全で安心なまちづくりの推進

1 保健・医療施策の推進

○住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・医療等の関係機関の連携強化が必要です。

2 災害や感染症対策の充実

○災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

○災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

3 防犯対策の充実

○日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある人や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

4 生活支援のための施策の充実

○障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性等に応じた、各種サービスや手当等の利用促進を図るため、必要な支援をすることが必要です。

5 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域 共生社会の実現

1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

○障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要です。

2 権利擁護のための施策の充実

○成年後見制度等の権利擁護に係わる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重して生活を送るための支援をすることが必要です。

○差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進

○障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発や福祉教育を進めていくことが必要です。

4 依存症対策の推進

○家族や友人など周りの人が依存症について正しい知識と理解を持ち、当事者の方に対する治療や支援につなげていくことが必要です。

第3章



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) サービス提供体制の充実

障害福祉サービスの多様化が進む中、障害者総合支援法の基本理念に基づき、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。

(2) 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

地域生活を希望する障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行して定着する支援や、就労等を支援するため、関係機関と連携を図りながら、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けて、コミュニケーション等サービスの充実を図ります。

(3) 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、 切れ目のない支援体制の構築

障害の早期発見から個々の状況に合わせた療育支援に至るまで、切れ目のない一貫した支援体制の確立・強化に努めます。

障がいのある子どもたちが地域社会に参加し、包容（インクルージョン）により自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や強化に努めます。

(4) 安全で安心なまちづくりの推進

障がいのある人が安全・安心な生活ができるよう、保健・医療支援の充実を図るとともに、防災対策、感染症対策の強化を図ります。

(5) 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う 地域共生社会の実現

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別の解消を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。

広報・啓発活動を行うことで障害や依存症への理解を深く浸透させるとともに、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めます。



2 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



第4章



施策の方向性

|| 基本目標1 サービス提供体制の充実

(1) 障害福祉サービス提供体制の充実

障がいのある人のニーズに合わせたサービスを提供し、支援します。

関係機関やサービス提供事業者等との連携を通じて、障がいのある人とその家族に必要なサービスを効率的に提供するために制度を円滑に運営します。

【事業の展開】

① 障害福祉サービスの提供体制の充実

障がいのある人のニーズに応じた障害福祉サービスの提供や支援を行います。

主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業	障がい福祉課

② 障害福祉サービスの円滑な運営体制

障がいのある人やその家族が必要とするサービスを的確に提供できるよう、関係機関やサービス提供事業所等との連携をもとに、制度を円滑に運営します。

主な取組や事業	担当課
● サービス提供基盤の整備推進	障がい福祉課
● 君津市障害者地域自立支援協議会における検討	障がい福祉課

(2) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を実現できるように、関係機関やサービス提供事業所との連携等を強化し、地域生活支援事業の提供体制を充実します。

【事業の展開】

① 地域生活支援事業の提供体制の充実	
障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや柔軟なサービスの提供、支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 地域生活支援事業	障がい福祉課

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が気軽に相談できる仕組みを整え、多様な相談ニーズに対応するために「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、相談支援体制を強化します。

障害の特性に合わせた「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」を作成し、適切な障害福祉サービスの利用をサポートします。

増大するニーズや多様化・複合化・複雑化する相談に総合的に対応する重層的支援体制の整備を進めます。

【事業の展開】

① 身近な相談窓口の充実等	
障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、相談支援体制を充実させることが重要です。そのため、増大するニーズや多様化・複合化・複雑化する相談に総合的に対応する重層的支援体制の整備を進めます。そして、障害者総合支援法で規定されている、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、相談支援体制の強化を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 相談支援事業	障がい福祉課

② 地域での相談活動の充実

身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、地域において障がいのある人やその家族の目線に立った相談活動を行います。

主な取組や事業	担当課
● 身体及び知的障害者相談員設置事業	障がい福祉課

③ 障害者ケアマネジメント体制の充実

障害福祉サービスを適切に利用するために、障害の特性に応じた「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の作成を推進します。

主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障がい福祉課
● 障害児通所等支援給付事業	障がい福祉課

④ 重層的な支援体制の強化

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、重層的支援体制の整備に向けた取組を推進します。

主な取組や事業	担当課
● 重層的支援体制整備事業	厚生課

|| 基本目標2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

(1) 地域自立生活の支援・促進

多様なニーズへ適切に対応し、障がいのある人が自立した生活を送れるよう、サービスの選択と利用を支援する仕組みを整備します。

障がいのある人を支援する家族等に対して、介護の負担や不安を軽減するための支援体制を整備します。

【事業の展開】

① 地域自立生活の支援・促進	
多様なニーズへ適切に対応し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするとともに、家族等の不安を軽減するため、必要とするサービスを選択し、利用できる体制の整備を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障がい福祉課
● 地域生活支援事業（再掲）	障がい福祉課
● 補装具費支給事業	障がい福祉課
● 日常生活用具給付等事業	障がい福祉課

(2) 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

障がいのある人が在宅生活をより便利に過ごすために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費用を助成します。

障害の種類や程度にかかわらず、障がいのある人が望むグループホームで自立した生活を送るために、グループホームの運営費用支援や入居者の家賃補助などを行います。

住宅セーフティネット制度等による障がいのある人への住宅の供給支援を促進します。

【事業の展開】

① 住宅のバリアフリー化の促進

障がいのある人の在宅生活の利便性向上のため、日常生活用具給付事業による手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修費を助成することで、既存住宅が住みやすくなるよう支援します。

主な取組や事業	担当課
● 日常生活用具給付等事業（再掲）	障がい福祉課

③ グループホーム等への支援

障害の種別や程度にかかわらず、障がいのある人が希望するグループホームに入居して自立するために、グループホーム等の運営費助成や入居者への家賃補助の支援を行います。

主な取組や事業	担当課
● グループホーム等運営費助成事業	障がい福祉課
● グループホーム等入居者家賃助成事業	障がい福祉課
● 知的障害者生活ホーム運営費助成事業	障がい福祉課

(3) 地域支援体制の強化

障がいのある人の地域生活を支援するため、相談や体験の機会提供、緊急時の対応、専門的な人材の確保と養成、地域の体制整備などを担う地域生活支援拠点等の体制を強化します。

【事業の展開】

① 地域生活支援拠点等の体制強化

国で掲げる、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う「相談」「体験の機会・場の提供」「緊急時の受入体制」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を担う地域生活支援拠点等の体制を強化します。

主な取組や事業	担当課
● 地域生活支援拠点等の推進	障がい福祉課

(4) 社会参加を支える取組

障がいのある人が自身の作品を発表できる場を提供し、「障害者週間」イベントや「健康と福祉のふれあいまつり」などの活動を通じて社会参加の機会の創出に努めます。

視覚障がいのある人が文字や活字文化を楽しむため、読書環境の整備を推進します。

【事業の展開】

① 社会参加の機会の創出

障がいのある人の作品を発表する場として、「障害者週間」イベントや「健康と福祉のふれあいまつり」等を実施し、社会参加の機会の創出に努めます。

主な取組や事業	担当課
● 「障害者週間」イベント	障がい福祉課
● 健康と福祉のふれあいまつり	厚生課 君津市社会福祉協議会

② 視覚障がいのある人の読書環境の整備

全ての人が等しく読書活動を行うことができる社会の実現のため、視覚障がいのある人の読書環境の整備に努めます。

主な取組や事業	担当課
● 読書推進事業	中央図書館
● 移動図書館巡回事業	中央図書館
● 日常生活用具給付等事業（再掲）	障がい福祉課

(5) 就労の促進・充実

障がいのある人の雇用機会を増やすため、ハローワークや商工会議所、福祉相談支援センターきみつ、特別支援学校等と連携して、個別の状況に合わせた就労支援を提供します。

障害福祉サービス提供事業所等と協力し、障がいのある人に対して農業など様々な職種への就労機会を増やします。

市役所本庁舎において、障害福祉施設の販売活動を通じた、就労に向けた訓練の場を提供します。

障害就労施設の工賃向上のため、障害者優先調達推進法に基づく発注を推進します。

【事業の展開】

① 一般就労の促進

障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワークや商工会議所、福祉相談支援センターきみつ等と連携して、一人ひとりの状況にあった就労支援を行います。

主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障がい福祉課
● 君津版ハローワーク管理運営事業	経済振興課
● チャレンジドオフィスキミツ	人事課
● 福祉相談支援センターきみつ	厚生課

② 福祉的就労の促進

障害福祉サービス提供事業所等と協力し、障がいのある人に対して農業など様々な職種への就労機会の確保に努めます。

市役所本庁舎で、障害福祉施設の製品を販売する場を提供することで、対人関係や金銭感覚を養うなど就労に向けた訓練を支援します。

障害者就労施設に対し、障害者優先調達推進法に基づく発注を推進することで、障害者就労施設の受注を確保し、工賃向上に取り組みます。

主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障がい福祉課
● 農福連携の推進	障がい福祉課 農政課

(6) スポーツ・文化活動の充実

関係団体と協力して障がいのある人がスポーツや余暇活動に参加できるように支援体制を拡充し、社会的な交流や参加を促進します。

ボランティアの協力を得て、障害の有無に関係なく人々が共に学び、講座やスポーツ教室などへの参加できる環境を整備します。

【事業の展開】

① スポーツ・レクリエーション・余暇活動等の促進

障がいのある人が、スポーツ・レクリエーションや余暇活動を楽しむ場へ参加することを促進するため、支援体制を強化します。

「千葉県障害者スポーツ大会」や「君津地域心身障害児者スポーツ大会」等への参加を呼びかけ、パラスポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障害の有無に関わらない交流や社会参加を推進します。

主な取組や事業	担当課
● パラスポーツの振興	スポーツ推進課
● 君津地域心身障害児者スポーツ大会	障がい福祉課
● 安全・安心なスポーツ施設の整備	公園緑地課 スポーツ推進課

③ 生涯学習の促進

関係団体・ボランティアとの連携・協力体制を拡充し、障害の有無に関わらず、各種講座や教室などへ参加できる環境を整備します。

主な取組や事業	担当課
● 読書推進事業（再掲）	中央図書館
● 図書館ボランティアの養成	中央図書館
● 生涯学習推進事業	生涯学習文化課

(7) 移動支援施策の充実

障がいのある人の外出と移動を支援し、自立生活と社会参加を促進するため、移動支援事業と同行援護等の利用を促進し、自動車改造費助成や自動車運転免許取得費助成などを実施します。

交通機関の利用支援のため、コミュニティバスやデマンドタクシー等で、障がいのある人も利用しやすい車両の導入を推進していきます。

【事業の展開】

① 外出・移動支援施策の推進

障がいのある人の日常生活で必要となる屋外での移動手段を確保し、自立生活の安定と社会参加の促進を図ります。

公共施設等の駐車場整備や障害者等用駐車区画確保施策を推進し、障がいのある人が安心して外出できるように支援します。

障がいのある人の自動車の利用を支援する「身体障害者用自動車改造費助成事業」及び「障害者自動車運転免許取得費助成事業」の周知と利用促進を図ります。

主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障がい福祉課
● 地域生活支援事業（再掲）	障がい福祉課
● 福祉タクシー事業	障がい福祉課
● 身体障害者用自動車改造費助成事業	障がい福祉課
● 障害者自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課
● ちば障害者等用駐車区画利用証制度	障がい福祉課

② コミュニティバス・デマンドタクシーの利用に関する支援

障がいのある人が利用しやすい車両でコミュニティバス・デマンドタクシーを運行していきます。

障害者手帳所持者のコミュニティバスの運賃を軽減します。

主な取組や事業	担当課
● コミュニティバスの運行	市民生活課
● デマンドタクシーの運行	市民生活課
● 乗降しやすい車両（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入推進	市民生活課

(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

各種制度や生活に必要な情報の取得・利用ができるよう、市ホームページや福祉のしおり等を充実させます。情報は定期的に更新し、視覚障がいのある人のために音訳や音声コードなど、適切な媒体の確保に努めます。また、わかりやすい表現やルビを使用し、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。

聴覚または言語に障がいのある人向けに手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーション手段を充実します。

情報アクセシビリティを向上させ、情報のバリアフリーを推進します。

【事業の展開】

① 情報提供の際の配慮

障害福祉サービスや各種制度の内容について、市ホームページや福祉のしおりで情報提供し、掲載内容を適切に更新するほか、充実した情報提供に努めます。視覚障がいのある人には、音訳や音声コード等、配慮した媒体の確保に努めます。

わかりやすい表現や、漢字へのルビ等、障害の特性への配慮に努めます。

主な取組や事業	担当課
● 障がいのある人に配慮した情報発信	政策推進課 障がい福祉課

② コミュニケーション支援施策の充実

聴覚または音声や言語に障がいのある人が利用する手話通訳者、要約筆記者派遣制度を実施し、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市に手話通訳者を配置することで、聴覚障がいのある人の利便性向上に努めます。

聴覚障がいのある人との交流活動の支援者を増やすため、手話奉仕員養成講座を開催します。

主な取組や事業	担当課
● 聴覚障害者相談事業	障がい福祉課
● 意思疎通支援事業	障がい福祉課
● 手話奉仕員養成講座	障がい福祉課

③ 情報バリアフリーの促進（情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実）

障害の特性に対応した情報を発信することで、障がいのある人が生活に必要な情報を容易に取得できるように努めます。また、障がいのある人が、情報を入手する際に必要となる用具を給付することで、情報アクセシビリティの向上を図ります。

主な取組や事業	担当課
● ホームページ管理運営事業	政策推進課
● 「声の広報」の作成	政策推進課
● 補装具費支給事業（再掲）	障がい福祉課
● 日常生活用具給付等事業（再掲）	障がい福祉課



|| 基本目標3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、 切れ目のない支援体制の構築

(1) 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

発達に不安のある子どもに対して、個別のニーズに合わせた専門的な支援体制を整備します。

早期から適切な療育を実施するため、行政と関係機関が緊密に連携し、子どもの成長段階を通じて切れ目のない一貫した療育支援体制を整備します。

インクルーシブ教育や特別支援教育を通じて、障害の有無にかかわらず、共に学び合う教育を推進します。

【事業の展開】

① 専門的な発達支援の充実

障害の可能性のある子どもの状況等、個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制整備に努めます。

主な取組や事業	担当課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障がい福祉課

② 切れ目のない一貫した支援

早期から適切な療育を行うため、行政関係機関が連携を密にして、ライフステージに合わせた、切れ目のない一貫した療育支援をする体制整備に努めます。

インクルーシブ教育や特別支援教育等により、障害の有無にかかわらず、共に理解し、学び合うきめ細やかな教育を推進します。

また、ライフサポートファイルの活用を促進します。

主な取組や事業	担当課
● 君津市障害者地域自立支援協議会における検討（再掲）	障がい福祉課

(2) 療育支援体制の充実

乳幼児健診や各種相談支援事業を通じて障害を早期に発見し、個々の成長に合わせた切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関との連携による一貫した支援体制を整備します。

障がいのある子どもとその家族が地域で安定した生活を送り、自立するための支援体制を整備し、乳幼児期から学齢期にかけて、発達段階に合わせた療育と教育を提供します。

【事業の展開】

① 療育支援体制の充実

乳幼児健診や各種相談事業のほか、保育園や学校などと連携して障害の早期発見に努め、一人ひとりの成長や状況に応じた療育支援体制の充実を図ります。

主な取組や事業	担当課
● 妊婦・乳児健康診査事業	こども家庭センター
● 幼児健康診査	こども家庭センター
● こどもの発達相談	こども家庭センター
● 幼児ことばの相談事業	こども家庭センター
● ほほえみ相談	教育センター

② 療育支援体制の整備

障がいのある子どもとその家族が、地域で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り開いていくことができるよう、療育支援体制の充実を図ります。

また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続して提供できる体制を推進します。

主な取組や事業	担当課
● 障害児保育事業の推進	保育課
● 専門機関との連携強化	こども家庭センター 保育課 教育センター 障がい福祉課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障がい福祉課

(3) 障害児教育の充実等

障害の種類や特性に応じて、障がいのある子どもたちに適切な教育支援を提供するため、就学支援を強化します。特別な教育的支援が必要な子どもたちに対し、適切な就学相談や教育相談などの相談体制を強化します。

肢体不自由の児童などのために、学校施設や設備の設置や改修を行い、合理的な配慮の下で教育環境を整備します。通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、個性と可能性に配慮し個別の指導を提供します。

障がいのある子どもたちの受け入れを支援する「放課後児童クラブ」を支援とともに、放課後等デイサービスの質と量を確保します。

【事業の展開】

① 就学相談・教育相談の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談や教育相談を行います。

障がいのある子どもの状況の変化を見ながら、より適切な教育ができるよう、関係機関との連携の推進、他課との連携等、就学相談体制の充実に努めます。

主な取組や事業	担当課
● 君津市教育支援委員会	学校教育課
● 特別支援教育推進事業	学校教育課

② 学校施設の整備

肢体不自由のある児童などの就学に際しては、合理的配慮のもと、学校施設・設備の設置、改修等を検討します。

主な取組や事業	担当課
● 校舎等維持補修事業	教育総務課

③ 放課後児童対策の推進

「放課後児童クラブ」での障がいのある子どもの受入れを支援します。

「放課後等デイサービス」におけるサービスの質・量の確保とともに相談支援の充実に努め、障がいのある子どもやその家族を支援します。

主な取組や事業	担当課
● 放課後児童健全育成事業	こども政策課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障がい福祉課

|| 基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進

(1) 保健・医療施策の推進

健康診査や健康教育、健康相談などを通じて市民の健康を促進し、生活習慣病の予防を支援します。

重度心身障害者医療費助成や自立支援医療費支給などの制度を広く周知し、利用を促進します。

精神疾患等のある人や難病患者への支援を強化し、経済的な負担を軽減する制度を対象者に適切に提供します。

強度行動障害や医療的ケアが必要な重症心身障害などの重度障がいのある人に対する支援を提供します。

【事業の展開】

① 疾病の予防と早期発見	
市民一人ひとりが健康で豊かに暮らせるよう、生活習慣病等を中心とした疾病予防のための健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。	
主な取組や事業	担当課
● 生活習慣病予防健康診査	健康づくり課
● 国保特定健康診査	国保年金課

② 医療給付などの利用促進	
「重度心身障害者医療費助成事業」や「自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）支給事業」などについて、福祉のしおりや市ホームページ等で周知します。	
主な取組や事業	担当課
● 重度心身障害者医療費助成事業	障がい福祉課
● 自立支援医療費支給事業	障がい福祉課

③ 精神疾患等のある人や難病患者支援の推進	
経済的な負担を軽減する制度の対象となる方に適切に案内し、給付（支給）を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 精神障害者医療費給付事業	障がい福祉課
● 特定疾患療養見舞金支給事業	障がい福祉課

<p>④ 重度障がいのある人等（強度行動障害、医療的ケアが必要な重症心身障害等）への支援</p>	
<p>重度の障がいのある人が地域生活を送ることができるよう、保健・医療機関が連携して障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスが提供できるよう社会資源の整備に取り組みます。</p>	
<p>主な取組や事業</p>	<p>担当課</p>
<p>● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）</p>	<p>障がい福祉課</p>

(2) 災害や感染症対策等の充実

障がいのある人に対して緊急時の通信手段を広く周知し、防災・防犯情報の伝達を強化します。

被災者の特別なニーズに対応できる福祉避難所を活用し、災害時の支援体制を整備します。また、防災訓練を実施し、地域の防災意識を高めます。

障がいのある人や福祉サービス提供事業者への感染症対策に関する情報提供を充実させ、感染症発生時に必要な支援や物資の備蓄・調達に備えます。

【事業の展開】

<p>① 緊急通信手段の充実</p>	
<p>聴覚・音声・言語機能等に障がいのある人が火災や救急などの緊急時に通報できるよう、ちば消防共同指令センターの「NET119」等を周知します。</p> <p>ひとり暮らしの重度身体障がいのある人への緊急時の通報装置の設置を支援します。</p> <p>地震などの災害時に、速やかに避難を促すためや、被害を最小限に抑えるため、防災行政無線等で防災情報の伝達をします。</p>	
<p>主な取組や事業</p>	<p>担当課</p>
<p>● 119番通報に関する支援</p>	<p>消防署本署</p>
<p>● ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業</p>	<p>障がい福祉課 高齢者支援課</p>

② 災害対策の推進

避難所生活において、特別な配慮が必要となる要配慮者が避難できる福祉避難所を活用し、支援体制を整備します。

ストーマ用装具備蓄保管事業の充実を図り、大規模災害に備えます。

地域における防災訓練に、要配慮者の参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、地域住民に対して要配慮者の救助・救護等の訓練を実施します。

主な取組や事業	担当課
● 福祉避難所運営訓練	危機管理課 厚生課
● 災害時要援護者避難支援制度	厚生課 障がい福祉課 高齢者支援課

③ 感染症対策の周知・啓発

感染症の発生や感染拡大を防止するため、障がいのある人や障害福祉サービス提供事業者等に感染症対策についての周知・啓発を行います。

主な取組や事業	担当課
● 感染症対策の周知・啓発	健康づくり課

(3) 生活支援のための施策の充実

障がいのある人とその家族に各種手当等の支援制度の周知と利用促進を図ります。

【事業の展開】

① 各種手当等の利用促進

障がいのある人とその家族に各種手当の支援制度を周知し、利用促進を図ります。

主な取組や事業	担当課
● 心身障害者（児）福祉手当支給事業	障がい福祉課
● 特別障害者手当等支給事業	障がい福祉課
● 特別児童扶養手当給付事務事業	障がい福祉課
● 重度身体障害者（児）移動入浴車派遣事業	障がい福祉課

|| 基本目標5 障がいのある人への理解を深め、 ともに支え合う地域共生社会の実現

(1) 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

障がいのある人が快適に生活できる環境づくりに向け、行政や他の関係機関と連携し、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、福祉のまちづくりを進めます。

【事業の展開】

① 「福祉のまちづくり」の推進

障がいのある人がより生活しやすい環境整備を促進し、福祉のまちづくりを推進するためには、福祉や交通、建築など様々な分野において、行政をはじめとする多様な主体がさらなる連携を図りバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を行う意識を持つことが重要です。

全ての人がお互いを尊重し、助け合う優しさにあふれたまちづくりの実現のため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）の両面から福祉のまちづくりを推進します。

また、「千葉県福祉のまちづくり条例」や「君津市総合計画」「君津市バリアフリー基本構想」等に基づき、公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化、主要な生活関連施設や観光地・観光ルートにおけるユニバーサルデザインを推進します。

主な取組や事業	担当課
● 君津市バリアフリー基本構想の推進	建設計画課
● 公園等のバリアフリー化の推進	公園緑地課
● 障がいのある人等が安心して利用できる歩行空間の整備	道路整備課 道路維持課

(2) 権利擁護のための施策の充実

障がいのある人が権利行使できるよう、成年後見制度や法人後見による支援、日常生活自立支援事業の利用を促進します。

障がいのある人に対する虐待や差別に対処するため、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見に取り組むための研修や取り組みを強化します。

【事業の展開】

① 権利行使の支援

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人が、成年後見制度利用支援事業や法人後見による支援を活用することを推進します。

また、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、君津市社会福祉協議会等と連携し、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指します。

選挙の投票所において、障がいのある人が投票しやすい環境づくりに努めます。

主な取組や事業	担当課
● 成年後見制度利用促進計画の推進	高齢者支援課 障がい福祉課 君津市社会福祉協議会

② 差別・虐待防止対策の推進（事業所等への働きかけの強化等）

障がいのある人に対する虐待や、障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、相談窓口を設置します。虐待の未然防止や、虐待発生を早期に発見し、迅速な対応を行えるよう、県主催の研修等に参加することで、職員の資質向上を図ります。

「君津市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な対応を行っていきます。

主な取組や事業	担当課
● 障害者虐待防止支援事業	障がい福祉課

(3) 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進

障がいのある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障がいのある人に対する理解と認識を深めることを目的に普及啓発活動を推進します。

市内の中学校で通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を通じて、障害に対する理解を深めます。

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、ガイドヘルプや音訳、手話などのボランティア活動を君津市社会福祉協議会やボランティアグループと協力して支援します。

【事業の展開】

① 広報・啓発・普及活動の充実

「ノーマライゼーション」の理念及び障害者の権利擁護等について、市民や民間事業者等に対する普及啓発活動を行います。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組を推進します。

障害者団体等と連携・協働して、障害理解の場となるイベントなどを開催します。

主な取組や事業	担当課
● 「障害者週間」イベント（再掲）	障がい福祉課
● 健康と福祉のふれあいまつり（再掲）	厚生課 君津市社会福祉協議会

② 福祉・人権教育の推進

「まちづくりふれあい講座」を通じて、市民が障害についての正しい知識と障害への理解を深める機会づくりを促進します。

人権意識の普及・高揚のため、講演会等を実施します。

主な取組や事業	担当課
● 人権教育推進事業	生涯学習文化課

③ 学校等での交流・共同学習の推進

市内小中学校の児童・生徒による施設訪問、通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を促進することで、障がいのある人の実情や、障害に対する理解と認識を深めます。

君津市社会福祉協議会が市内の学校で行う車いす体験・アイマスクによるガイドヘルプ体験・手話教室などの「福祉体験出前講座」等を支援します。

主な取組や事業	担当課
● 交流及び共同学習の推進	学校教育課
● 福祉体験出前講座	君津市社会福祉協議会

④ ボランティア活動の充実

障害の重度化や高齢化等の多様な課題に対し、関係機関や団体が連携を強化して取り組む必要があります。その際、身近な立場で支えてくれるボランティアや民生委員・児童委員等の人材に、効果的に活躍していただくための施策を推進します。

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するガイドヘルプ、音訳、手話等の障害者団体等が協働で行うボランティア団体と連携し、支援体制を整備します。

主な取組や事業	担当課
● コーディネート機能の充実	厚生課 君津市社会福祉協議会
● ボランティアとの研修・交流会	君津市社会福祉協議会

(4) 依存症対策の推進

依存症に関する理解を深めるための啓発活動を推進し、依存症者への適切な治療と支援を図ります。

依存症者とその家族に対して、関係機関と連携しながら相談体制を強化します。

【事業の展開】

① 依存症の理解を深めるための普及啓発と相談体制の充実

依存症に関する偏見、差別を解消し、依存症者に対する適切な治療・支援につながる行動変容を促すことを目的として、依存症の理解を深めるための普及啓発活動に努めます。

保健所や精神保健福祉センター等と連携し、依存症者や家族からの相談体制の充実を図ります。

主な取組や事業	担当課
● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備と推進	障がい福祉課



